

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [日本国憲法](#) | [日本国憲法を知ろう・5](#) | [日本国憲法「はじめ」の「はじめ」](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)[教育カリキュラム](#)[日本国憲法](#)

日本国憲法を知ろう・5 日本国憲法「はじめ」の「はじめ」

日本国憲法「はじめ」の「はじめ」

憲法とは何か！

国家は、国土（領土）・国民（人）・統治（支配）の三要素から成り立っています。その国家を統治（支配）する権力（国家権力）は、放っておくと好き勝手なことを行ない暴走する危険があります。そこで、国家権力が暴走しないよう歯止めをかけ、国民の自由を守っているのが憲法です。

したがって、憲法は「国」の土台となる「決まり（法）」を定めたもので、国家運営の基礎的なルール（規則）となるものです。

法律とは何か！

憲法は国家権力の横暴を制限する「法」ですが、法律は、国家権力が国民の権利を制限するものとなります。勿論、国家権力が勝手な法律を作らないように憲法が見張り役となりますから、法律は憲法をもとに作られることとなります。

日本国憲法の基本的内容

日本国憲法は、11章、103条から成っています。

第1章 天皇。 第2章 戦争の放棄。 第3章 国民の権利及び義務。 第4章 国会。 第5章 内閣。 第6章 司法。 第7章 財政。 第8章 地方自治。 第9章 改正。 第10章 最高法規。 第11章 補則。

そして、基本的項目として、憲法制定の目的を前文に、憲法の原則として、

① 国民主権。 ② 基本的人権の尊重。 ③ 平和主義の確立。という三大原則を条文内容に制定しています。

また、国民主権主義に基づく、民主的國家運営について、国会・内閣・司法の三権分立の確立、地方自治のあり方、國家財政について等が条文制定されています。

[PDF版](#)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

📄 サイトマップ 📄 このサイトについて 📄 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.